

事業者登録規程

1 利用サービス	<p>1) JHSが提供する各種サービスを利用される事業者は、この「登録の手引き」に従い事前に事業者登録を行ない、登録事業者となる必要があります。登録申請に際しては、右の書類をご提出ください。</p> <p>2) 申請書類の記載事項に変更が生じた場合には速やかにJHSにご連絡ください。ご連絡がない場合において、登録事業者に生じた損害についてJHSは責任を負いません。</p>				
2 登録資格	<p>1) 建物の建設を行う建設事業者または販売を行う宅建業者(その他JHSが認める事業者を含みます)</p> <p>2) 事業者登録規程のほか、登録の手引きに記載の各規程および支払条件の内容を了承し、「ジャパンホームシールド(株)登録申請書」を提出した事業者</p>				
3 登録の手続き	<p>当サービスを利用する者は、事前に事業者登録を行い、登録事業者となる必要があります。</p> <p>登録申請に際して下記の書類をご提出ください。</p> <table border="1" data-bbox="560 1084 1398 1294"><tr><td>1) ジャパンホームシールド(株)登録申請書</td></tr><tr><td>2) 「預金口座振替依頼書」またはそれに代わる支払に関する覚書等</td></tr><tr><td>3) 建設業許可証(写)</td></tr><tr><td>4) 宅地建物取引業免許証(写)</td></tr></table> <p style="text-align: right;">※ 3)、4)は該当会社のみ</p>	1) ジャパンホームシールド(株)登録申請書	2) 「預金口座振替依頼書」またはそれに代わる支払に関する覚書等	3) 建設業許可証(写)	4) 宅地建物取引業免許証(写)
1) ジャパンホームシールド(株)登録申請書					
2) 「預金口座振替依頼書」またはそれに代わる支払に関する覚書等					
3) 建設業許可証(写)					
4) 宅地建物取引業免許証(写)					
4 支店等の登録	<p>本店登録時において、本店以外の支店等の登録をする場合は、「ジャパンホームシールド(株)登録申請書」の「支店等の追加希望」欄に記載してください。</p> <p>※本店登録をせず、支店等の登録のみを行うことは可能ですが、この場合でも「ジャパンホームシールド(株)登録申請書」に本店及び支店等の記載が必要となります。</p> <p>※複数の支店等の登録をする場合は支店名、住所、TEL、FAXを記載した一覧表をご用意ください。</p>				
5 登録料	<p>新規登録料：30,000円(税別)</p> <p>※本店を登録している場合において支店等を新規または追加して登録する場合の登録料は「無料」です。</p> <p>※登録の取消、変更については、1ヶ月前までにJHSに申し出てください。</p>				
6 各種サービスに係る支払方法	<p>JHSの各種サービスに係る支払は、「預金口座振替依頼書」またはそれに代わる支払に関する覚書等</p>				

※ こちらの用紙はお客様の控えとなりますので大切に保管してください。